

毎週火、金曜日発行(但休日、土曜日は休むるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 昭和三十三年度にかかる労政課等の定期  
監査の結果公表

## 監査公告

鳥取県監査公告第四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九  
条の規定に基づき昭和三十三年度にかかる左記機関の定  
期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十五年三月二日

鳥取県監査委員 松本利治

同 荻原治郎

同 井上善一

同 戸田俊己

執行年月日

昭和三十四年十月五日

同 八日

同 十日

同 十四日

同 十五日

同 十八日

同 二十日

同 二十八日

同 三十日

同 十二月十五日

監査箇所  
労政課  
婦人児童課  
職業安定課  
予防課  
保険課  
衛生課  
厚生援護課  
地方労働委員会  
人事委員会  
県会事務局  
社会福祉法人  
鳥取県社会福祉協議会

労政課

同 監査委員 松本利治

同 荻原治郎

同 井上善一

一 出先機関の業務運営については、監査で指摘している如く、人員の適正配置及び運営費の増額措置等につき、主管課並びに人事当局は適切な措置対策を講じ、業務の効率的執行を図らしめるべきである。

婦人児童課

監査委員 松 本 利 治  
同 荻 原 治 郎  
同 井 上 善 一

一 県立施設の整備については逐年配慮がなされているが、いまなお整備を要するものが多く、なかでも皆成学園校舎及び寮舎並びに整肢学園教室及び寄宿舎等早期整備を要するので、適確なる年次計画を策定するとともに国に対し積極的助成を懇請し、重点的促進に格段の努力を望む。

なお、倉吉及び米子児童相談所庁舎の適地移転についても考究善処の要がある。

二 三施設並びに児童相談所及び婦人相談所に対する職

員の適正配置については、その機関の監査で述べている如く、厚生省が示す職員構成表からしても、現在の配置人員は不足しており、なかでも児童相談所及び婦人相談所における心理判定員、児童福祉司並びに社会福祉主事につき有資格者の完全配置が強く望まれるので、県はこれら職員の合理的再配置につき考究措置すべきである。

また、収容施設に対する栄養士、看護婦、保健婦等の配当定数の獲得についても、さらに国へ強く要請すべきである。

三 本年度における青少年問題協議会は委員会三回、専門委員会二回、幹事会十回を開催し、青少年に対する諸問題の解決に努めているが、近時犯罪並びに不良化事件が多発している実状にかんがみ、地域組織の指導育成、非行防止対策の強化徹底、健全施設の整備等につきさらに積極的対策を講ずるとともに関係機関との緊密なる連携を強化し、これら青少年の転落防止と保護育成に一層の努力を望む。

また民生、児童委員及び母子相談員の活動の積極化を促進し、統廃する諸問題の早期解決を図らしめるべく格別の配慮を要する。

四 母子福祉資金貸付事業は一百九十六万六千余円を翌年度に繰越しているが償還金の計画的回収の実施と、予算の的確なる措置を講じ資金の効率的運用を図るべ

きである。

五 福祉生奨学金償還状況は次表のとおり償還率は六三・九%で回収成績は不振である。本事業趣旨の徹底並びに計画的償還の促進につとめ本資金の効率的運用を図るべきである。

年 度	調 定 額	収 入 額	収 入 未 済 額	償 還 率
昭和二八年	九、八五〇円	四、一五〇円	五、七〇〇円	四二・一%
二九	一三、三七五	七、一七五	六、二〇〇	五三・六
三〇	三四、八二五	一五、九五〇	一八、八七五	四五・八
三一	六四、六九五	二四、三七〇	四〇、三二五	三七・七
三二	九七、三八五	三八、七一一	五八、六七〇	三九・八
三三	二八六、一三一	一八二、八五一	一〇三、二八〇	六三・九
計	五〇六、二六一	二七三、二一一	二三三、〇五〇	五四・〇

職業安定課

一 昭和三十四年三月卒業者の就職状況は、

就職状況

監査委員 松本利治  
同 荻原治郎  
同 井上善一

就職希望者	県内				計	就職率
	京阪神地区	中京地区	京浜地区	その他		
中学校	二、六九九	七八三	一、五〇九	三三五	三〇	二、六九九
高等学校	二、九四二	一、三八五	一、二二八	二四	一五七	一〇〇%
				一四六	二、九四〇	九九

であつて、完全就職していることは結構であるが、これが内容をみると中京及び京浜地区に対しては、なお開拓の余地があると認められるので善処を望む。

また、昭和三十四年六月末現在における離職者(職業安定所に届出のもの)は中学校四六人、高等学校七人となつており、就職先の調査の徹底と就職者の自覚並びに就職後の補導育成に考究処置の要が認められる。

割合は各職種とも全国平均をはるかに上廻つていて、とくに、洋裁科三四%、自動車整備科(鳥取)一六%、機械科並びに洋服科一三八%で生徒訓練業務運営上に無理を生じているので、基本並びに応用実習面における必要な損耗度を見積り、これが予算的措置を講ずる要がある。

三 職業訓練所指導員の適正配置と設備の充実強化については既に訓練所の監査において指摘したとおりであ

るが、とくに労働市場の要請に必ずべく新規機械の計画的導入につき考究せられたい。

四 倉吉職業訓練所敷地の取得手続きは早期完結せられたい。

予防課

監査委員 松本利治  
同 荻原治郎  
同 井上善一  
同 戸田俊己

一 住民検診の普及徹底については各所とも努力しているが、保健所の監査で述べている如く前年度に比較し受診率は一四・九%上昇しているが、市部における受診率はいぜんとして低調である。これは市側の実施体制の不備と熱意の不足によるものと思料されるので、県はこれらの実施体制の確立及び自主的検診意欲の昂揚に一層の努力を要する。

料費をもつて購入し、各保健所を経て市町村に売渡し弁償金により代金を徴収しているが、これが受払等につき明確を欠きさらには収入事務の適正処理に支障を来している面もあるので、県は本制度の運用につき再検討を加えるとともに保健所をして使用状況の実態は、あくに徹底を期せしむべきである。

二 精神衛生法に基く患者措置の状況は、

申請受 鑑定 鑑定結果法二 同上のうち措置件数 九条該当者 置入院件数  
一一四 八六 五〇 一二

であつて、患者数は逐年増加の傾向を示しているが、委託病床数(二三床)が少いため完全収容が困難な状態につき、県は委託病床の増設措置を講ずる要がある。また、入院患者に対する新陳代謝に努めるとともに退院後における養護施設等の設置についても考究善処の要がある。

三 本年度より未熟児養育指導、成人病対策、母子健康センター等の新規事業の増加に伴い現在の職員をもつ

ては、円滑なる業務運営に支障を来している実状につき人事当局はこれが人員の増員及び適正配置につき考究善処の要がある。

保 険 課

監査委員 松 本 利 治  
同 萩 原 治 郎  
同 井 上 善 一  
同 戸 田 俊 己

一 国保の全県実施に伴い業務量はますます増大しているが、国より医療関係指導員として配置をうけている医師一名は国の算定基準低額のため本年度においても採用に至らず運営上支障を来している実状につき、県はこれが算定基準の引上げを国に要請するとともに県費継ぎ足しをも考慮して早期補充すべきである。また、保険者は業務監査の計画実施に努め保険税の徴収、給付内容の向上改善及び保険財政の確立等の指導等につき格別の努力を望む。

なお国民保険連合会及び診病報酬審査並びに支払機関に対する育成指導についても一層の努力を望む。

衛 生 課

監査委員 松 本 利 治  
同 萩 原 治 郎

一 保健所、衛生研究所に対する職員の充実、とくに医師及び食品環境衛生監視員等技術職員の充実強化につき考究措置の要がある。  
また出先機関の職員の格付、運営費の増額、施設整備及び機動力の増強等について一層の配慮を望む。  
二 保健所における事務処理の簡素合理化については逐年努力がなされているが、さらに留意改善を要するものがある。なかでも結核検診(主として集団検診)及び試験検査業務等にかかる事務処理の効率化並びに各種台帳、簿冊等の統一と簡素化、業務面と事務面との相互連け、い、と収入事務の適正処理等について指導の徹底を期すべきものがある。

三 麻薬中毒患者の強制治療については法的根拠がなく、その処理に苦慮しているが、中国各県の事例等にかんがみ、精神衛生法による強制収容治療等によるほか、適当な処理方法がない実状からしてこれが予算化につき検討されたい。

四 伝染病予防における繰替金制度については、各保健所のワクチン受領書をもつて、県ワクチン協会に対し繰替払をしこれが繰替金の納入は市町村より県にされているが、現在の経済事情並びに事務処理等からして、本制度に再検討を加えこれを廃止するか、或いは貸付金制度への切替等につき考究善処の要がある。

厚生 援護 課

監査委員 松 本 利 治  
同 萩 原 治 郎

一 本年度における保護適用状況(県経済にかかるもの)は延二四、〇六三世帯六七、四一〇名扶助費一億二千八百余万円で、これを前年度と比較すると基準改訂及

び経済事情等の反映をうけ、世帯数一、五九三、人員五、一八八、扶助費一千四百余万円それぞれ増加している。

また各事務所別の保護率は、  
県経済にかかるもの

事務所別 昭和三十二年 昭和三十三年

東 部 一六・六四% 一七・七〇%

中 部 一五・五五% 一五・一五%

西 部 一四・五七% 一五・六三%

計 一五・四六% 一六・三九%

市経済にかかるもの

鳥取市 二六・三〇% 二六・〇〇%

米子市 一八・三〇% 一六・〇七%

倉吉市 一八・四三% 一九・一五%

境港市 一七・一六% 一九・四二%

計 二〇・〇七% 二〇・七一%

合 計 一八・二二% 一八・三八%

(注)本表は昭和三十一年度国勢調査による人口によ

り年平均の保護率を算出したものである。であつて、適用状況が地域的にかんがりの開きを示している。

保護決定の適正執行については、さらに査察指導等の強化徹底を図り訪問調査の励行並びに新規申請に対する法定期限内処理等現地機関の指導督促に留意し、保護業務の効率的執行につき一層の努力をされたい。

二 福祉事務所職員のうちには、健康上勤務制限をうけているものが多く、さらには近時保護対象件数の増加と、昭和三十三年十月より実施された医療扶助運営要領の施行に伴い事務量の増大を来し、保護決定の遅延、訪問調査の計画実施にそごを来している実状につき人事当局はこれが担当者の増員方考慮の要がある。なお担当職員の格付措置及び待遇改善並びに機動力の整備等併せて考究せられたい。

三 社会福祉協議会を通じておこなう世帯更生資金並びに医療費貸付資金貸付事業に対し、補助金五百万円(世帯更生三百万円、医療二百万円)交付し業務の推

進を図つてはいるが、絶対額が少額のため申込に充分応じられないので、補助金わくの拡大措置、一件当りの貸付額の引上げ(生業五万円)について考慮すべきである。なお、本資金の末端業務を行つてはいる市町村社協事務につき、実態をは握するほか、適時実地調査を行い資金運営の適正化につとめるとともに、事務費補助の増額措置につき考慮の要がある。

昭和三十三年中国五県補助金交付状況表

県名	世帯更生資金	医療費貸付資金	事務費
鳥取	三、〇〇〇千円	二、〇〇〇千円	五、五〇〇千円
島根	四、五〇〇	三、〇〇〇	四、二〇〇
岡山	一〇、六五〇	七、〇五〇	一、〇三八
広島	一四、一〇〇	六、〇〇〇	一、九四〇
山口	七、五〇〇	六、〇〇〇	一、二〇六

四 更生資金貸付金の償還額は六百三十六万余円で前年度より一百四十五万余円増加しているが、一次より四

次までに貸付けたうち、大口未償還者の滞納整理にはとくに努力の要がある。

五 生活保護法による養老施設として、倉吉市立養老院(収容定員三〇名、総事業費五、五一六千円)を設置する予定であつたが、事業着工が遅れたため県費補助額一百三十七万九千円を全額翌年度繰越としている。また救護施設である社会福祉法人敬仁会に対し設備費として一百五十万円を繰替金で支出しているが、適当と認め難いので早期に適正処理すべきである。

地方労働委員会

- 監査委員 松本利治
- 同 萩原治郎
- 同 井上善一

本年度における業務の実施状況は総合資格審査二六件、争議調整四件、実状調査四件を受理し不調一件、打切二件、あつせん移行一件のほかは全部年度内に解決している。

人事委員会

- 監査委員 松本利治
- 同 萩原治郎
- 同 井上善一
- 同 戸田俊己

一 本年度における吏員昇任及び採用試験は、

区 分	申込者	受験者	合格者	採用者	未採用者
吏員昇任試験	二四五	二三四	八三	八二	一
期限付職員措置試験	一九二	一九二	一〇七	一〇七	一
上級採用試験	四二	三三	六	三	三
中級採用試験	一五四	一二三	一九	六	一三
初級採用試験	四九	三二	八	六	三
警察官採用試験	一九二	一五六	二六	二〇	六

(注)採用者は昭和三十四年十月十日現在までのものである。

であつて、監査時現在二三名が未昇任又は未採用となつてはいる。このほか勤務条件の措置要求が六件(却下

二、棄却二、勸告一、持越一)及び不利益処分審査要求一八件があり審査全部を翌年度に持越し審議中であった。

二 出先機関における職員の格付措置については、逐次配慮がなされているが監査で指摘している如く、いまだ格付措置を要するものがあるので考究善処されたい。

県会事務局

- 監査委員、松 本 利 治
- 同 萩 原 治 郎
- 同 井 上 善 一
- 同 戸 田 俊 己

当事務局は局長ほか二十四名をもつて県議会に関する運営事務、資料収集、その他県政一般に対する調査及び議事録の編さん、保存並びに図書室の運営に当たっているが、いずれも適切に執行しているものと認められた。

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会 昭和三十四年十二月十五日監査

- 監査委員 松 本 利 治
- 同 萩 原 治 郎

今回の監査は前年度に引続き運営状況、とくに補助金として交付した県出えん金の運用状況等につき、前回の指摘事項をも考慮し実施した。その結果協議会の目的達成に努力し、社会福祉事業の推進に努めているものと認められたが、いぜんとして町村単協の弱体と基金の僅少が業務運営の隘路となつていたので、基金(県補助金)の造成拡大、貸付金の計画償還及び単位協議会の健全育成に努めて、社会福祉事業の振興に一層の努力をされんことを望む。

一 組織機構について

役員は評議員三五名、そのうちより理事一五名、幹事三名を選出し理事のうちから会長、副会長及び常任理事各一名を選出するほか職員四名を置いている。

二 補助金の交付状況(昭和三十四年七月末日現在)

昭和三十三年度末	貸付資金補助	事務費補助
一、〇〇〇千円	一、〇〇〇千円	一、六五〇千円
三十四年度末	二、五〇〇	一、六五〇
計	一四、五〇〇	一、六五〇

右補助金の内訳

- 世帯更生資金 一〇、五〇〇千円
- 医療費貸付資金 四、〇〇〇

世帯更生及び医療費貸付資金とも基金少額で中国各県のうちでも、最下位(世帯更生資金の貸付率は三九%で全国平均五四・五%である)となつており、市町村社協に対し貸付予定額を示すことすら困難な状況であるので、県はこれが補助金の計画的増額措置について格別の配慮を要望する。

中国各県基金状況調(昭和三十四年度末見込)

鳥取	世帯更生資金	医療費貸付資金	計
一、二〇〇千円	五、〇〇〇千円	一七、〇〇〇千円	

鳥根	一七、一〇〇	九、〇〇〇	二六、一〇〇
岡山	三九、九五〇	二二、一五〇	六一、一〇〇
広島	四二、三〇〇	一六、八〇〇	五九、一〇〇
山口	三三、四〇〇	一六、八〇〇	五〇、二〇〇

三 貸付業務について

1 世帯更生資金貸付事業の昭和三十四年七月末日現在における貸付状況は、別表に示すとおり二千九百十二万余円(延人員六八四人)の申込額に対し一千一百五十八万余円(延人員三七二名で一人平均貸付額三一、一四九円)を決定している。また申込に対する決定比率は

年 度	件 数	金 額
昭和三十年	六九%	五五%
三十一年度	六六	五二
三十二年度	四八	三七
三十三年度	五四	三八
三十四年度	五四	三九(昭和三十四年七月末日現在)



2 医療費貸付資金の申込に対する決定状況は別表に示すとおりで、業務は概ね円滑に運用しているものと認めた。しがしながら冒頭にも述べたごとく基金

少額のため、その決定比は四九・三％(全国平均五九・三％)で、基金の増額措置と補助金の早期交付につき配慮の要がある。

医療費貸付資金申込及び貸付状況

(昭和三十二年～三十四年七月末現在)

県社協

入院世帯	区分	申込状況			貸付決定状況			申込に対する決定比	人員金額
		実人員	平均単価	金額	実人員	平均単価	金額		
院	一般生計困難者	三六	三,三三九	七三三,四七七	一四	三,三三六	三三三,六五〇	六四・五	四・二
	身体障害者	一	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一	一,八〇〇	一,八〇〇	一〇〇・〇	九・二
	戦没者遺家族	三	四,〇〇〇	一二,〇〇〇	二	四,〇〇〇	八,〇〇〇	一〇〇・〇	八・九
	留守家族	二	二,九四九	五,八九八	一〇	三,四〇〇	三四,〇〇〇	八三・四	六・〇
	母子世帯	二	三,一四二	七,五七六	二〇	三,四九九	七〇,九九〇	六五・八	四九・七
同上中被保護世帯	計	四三	三,一四二	七,五七六	四六	三,四九九	一一〇,九九〇	六五・八	四九・七
宅居	一般生計困難者	二七	一五,五五五	四九一,八〇〇	一八	一〇,一七七	一八三,〇〇〇	六六・七	四三・七
	身体障害者	一	二,〇〇〇	二,〇〇〇	一	一,八〇〇	一,八〇〇	一〇〇・〇	四・一
	戦没者遺家族	一	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二	五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇〇・〇	四・一
	留守家族	一	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二	九,八〇〇	一八,六〇〇	六六・九	四三・六
	母子世帯	二六	一五,三三六	四九一,八〇〇	一九	九,八〇〇	一八,六〇〇	六六・九	四三・六
同上中被保護世帯	計	二六	一五,三三六	四九一,八〇〇	一九	九,八〇〇	一八,六〇〇	六六・九	四三・六

四 償還業務について

1 償還計画に対する償還状況は次表に示すとおりで、世帯更生資金の収入率は五五・四％(金額)で前年より三・五％伸びているが、全国平均より八・五％、

2 貸付後全然償還していないものが世帯二十件、医

合 計	住宅	償還状況			収入率				
		実人員	平均単価	金額	実人員	平均単価	金額		
一般生計困難者	二七	三,三三九	七三三,四七七	一四	三,三三六	三三三,六五〇	六四・五	四・二	
身体障害者	一	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一	一,八〇〇	一,八〇〇	一〇〇・〇	九・二	
戦没者遺家族	二	四,〇〇〇	一二,〇〇〇	二	四,〇〇〇	八,〇〇〇	一〇〇・〇	八・九	
留守家族	二	二,九四九	五,八九八	一〇	三,四〇〇	三四,〇〇〇	八三・四	六・〇	
母子世帯	二	三,一四二	七,五七六	二〇	三,四九九	七〇,九九〇	六五・八	四九・七	
同上中被保護世帯	計	二七	三,一四二	七,五七六	四六	三,四九九	一一〇,九九〇	六五・八	四九・七
住宅	二六	一五,三三六	四九一,八〇〇	一九	九,八〇〇	一八,六〇〇	六六・九	四三・六	
同上中被保護世帯	計	二六	一五,三三六	四九一,八〇〇	一九	九,八〇〇	一八,六〇〇	六六・九	四三・六

中国五県最高より六・三％それぞれ低く、医療費貸付資金の収入率は七八・八％で、全国平均より六％高く全国第一位である。

療三件で、合計金額十八万五千余円あるので、これらについては、早期に所要調査を行い適宜な処置を執る必要がある。また、全般的に償還の推進を図り資金の効率的運用に一層努力致すべきである。

3 貸付者の償還金を市町村社協に長期間保管している向もあるので、これが早期送付並びに単協における

世帯更生資金償還状況表

償還率	生業資金		支度資金		生活資金		合計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
七三・一〇%	五五、三六	四〇三	五九、三三	八三	六六、四三	五三	四八、八七	四〇
五三・五%	五三・五%				六三・八%			
六六・一	六六・一				六六・三			
							六六・七%	
								五五・二%
								五五・四

医療貸付資金償還状況表

る償還金の取扱及び関係諸帳簿の整理等につき、指導の徹底を期する要がある。

4 貸付における事後指導の徹底を期するとともに、目的外使用にかかるとるものは適切とる措置を講ずべきである。

償還率	入院		居室		在宅		合計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
七九・九	七九・九				四七・四			
							七六・五%	
								七六・二%
								七八・八

五 その他について

1 市町村社協において示達額等の関係から申込を抑制する向も伺えるが、申込はすべて県社協に提出せしめるよう指導の徹底を期すべきである。

また本制度の一般への末端普及についてもさらに努力を望む。

2 世帯更生及び医療費貸付資金の早期決定については努力しているが、さらに、申込者に対する実態は、あく、に努め適期救済に遺漏なきを期されたい。

また、民生委員に作製せしめている世帯更生指導状

況報告書は、努めて市町村を経由し報告せしめるとともに、これが活用につき考慮の余地がある。

3 市町村社協の組織機構は形式的には一応整備されたが、実質的には活動し得るものは少い。とくに役員構成に検討を要するもの(津ノ井村、岩美町、智頭町、岸本町)或は、職員構成が不備であるもの等見受けられ、さらに活動経費僅少のため事業の推進を期し難いものが相当数あるので、これが育成強化につき関係団体に強く要請指導するとともに、その実現に努力されたい。

4 会費の未収金は次表のとおりで相当額に達している。これが早期整理を図り、業務運営の健全化を望む。

会費未収状況表

種別	年度	二五、二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	計
個人会費		六,000円	九,000円	八,000円	五,000円	五,700円	1円	1円	1円	三三,500円
施設会費		七,500円	一四,000円	一一,000円	一五,000円	七,300円	四,100円	五,250円	一五,000円	三三,500円
団体費		一,500円	一六,000円	500円	1円	1円	1円	1,000円	一五,000円	三三,500円
郡市社協会費		四,800円	一八,000円	八,000円	一六,000円	六,800円	四,100円	五,250円	一五,000円	三三,500円
合計		六,675円	五八,000円	二六,000円	三〇,000円	一〇,900円	八,400円	一五,000円	三〇,000円	八三,500円

5 全国社会福祉協議会その関係機関にかかる連絡、調整或は研修等の諸会合が頻繁に開催され、これに出席のため本会業務遂行に少なからざる支障があると認められるので、これら会議のもち方諸会合の効率的開催方法、参加者の選定等につき、関係機関の協調を求めるとともに出席の重点化につき検討されたい。

6 現金出納保管、諸帳簿の記帳整理、関係書類等はいずれも適正と認めた。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取印所  
鳥取県鳥取市東町取印所  
鳥取県鳥取市東町取印所  
鳥取県鳥取市東町取印所  
鳥取県鳥取市東町取印所